

青梅市条例第21号

青梅市債権管理条例を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

## 青梅市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする青梅市（以下「市」という。）の権利のうち、次に掲げる債権を除くものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権

イ 国税徴収の例または国税もしくは地方税の滞納処分の例により処分することができる債権

ウ 市の病院事業またはモーターボート競走事業にかかる債権

(2) 市の債権の管理に関する事務 市の債権について、市が債権者として行う債権の徴収、内容の変更および消滅に関する事務をいう。

### (法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令または他の条例もしくはこれにもとづく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第4条 青梅市長（以下「市長」という。）は、法令または条例もしくはこれにもとづく規則等の定めに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

### (台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

### (徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策

定するものとする。

(督促、強制執行等)

第7条 市長は、市の債権について、地方自治法第231条の3第1項および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の4までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全および取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、市の債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長または当該市の債権にかかる債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第8条 市長は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の債権およびこれにかかる損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該市の債権（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）について消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該市の債権について一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき、または法人である債務者が同法第216条第1項もしくは第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用および当該市の債権に優先する債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(4) 令第171条の2に規定する強制執行等の手続または令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない市の債権について、強制執行等の手続または債権の申出等の措置が終了した時点において、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

- (5) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった市の債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該市の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第9条 市長は、市の債権にかかる債務者の個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第7号）の規定を遵守しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。